

○公 告

猟銃等講習会（経験者）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する猟銃等講習会（許可の更新を受けようとする者を対象）を次のとおり開催します。

令和8年3月9日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

- 1 開催日時
令和8年6月10日（水） 午後1時から午後5時までの間
- 2 開催場所
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万542番地4
愛媛県久万高原警察署3階講堂
- 3 受講対象者
猟銃又は空気銃の所持許可の更新を受けようとする者
- 4 受講資格
愛媛県内に住所を有する者
- 5 定員
30名程度
- 6 受講申込手続
 - (1) 受講申込受付期間及び受付時間
 - ア 開催警察署
令和8年5月8日（金）から令和8年6月9日（火）までの間
 - イ 開催警察署以外の警察署
令和8年5月8日（金）から令和8年6月3日（水）までの間
※ 受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）。
 - (2) 受講申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - (3) 提出書類等
 - ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号） 1通

イ 写真 1枚（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 手数料 3,000円（愛媛県収入証紙により納付）

申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

7 講習会の内容

講習内容は、

- ・ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- ・ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

について実施します。

講習を受講した方には、当日講習修了証明書を交付します。

8 その他

- (1) 受講申込時に配布されたテキストを持参してください。
- (2) 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

9 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110（内線3184、3185））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）